

福山市産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱（以下、「要綱」という。）第5条第1項に基づき、事前協議書の提出があり、同要綱第6条第2項に基づく通知をしたので、同要綱第7条第1項の規定により、次のとおり当該通知及び事前協議書を閲覧に供する。

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社西福環境開発 代表取締役 林 寿和
広島県福山市加茂町字百谷822番地1

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
福山市加茂町字北山3080番1 外53筆（最終処分場）
福山市加茂町字百谷822番1 外5筆（展開検査場）

3 産業廃棄物処理施設の種類の種類

安定型最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロ
----------	---

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい（石綿含有産業廃棄物等の熔融処理生成物（平成18年環境省告示第105号で環境大臣が指定したもの）に限る。）、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は除く。）

5 処理能力

処分場の面積（m ² ）	64,776
埋立地の面積（m ² ）	30,494
埋立地の容積（m ³ ）	471,850

6 申請年月日
2021年（令和3年）6月4日

7 閲覧場所
福山市東桜町3番5号
福山市経済環境局環境部廃棄物対策課

8 閲覧の期間
2021年（令和3年）7月15日から要綱による地元調整の継続が必要ないと市長が認めた日の翌日から起算して30日を経過する日まで（ただし、市の休日を除く。）

9 閲覧の時間
午前8時30分から午後5時15分

10 意見書の提出
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から事業計画についての意見書を提出することができる。

(1) 意見書の提出期限

地元説明会等の30日以内

(2) 意見書の提出先

株式会社西福環境開発

(3) 意見書の記載事項（例）

ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所

イ 産業廃棄物処理施設の設置に係る事前協議書に記載された申請者名

ウ 産業廃棄物処理施設の設置に係る事前協議書についての生活環境の保全上の見地からの意見

担当課：廃棄物対策課
連絡先：084-928-1168